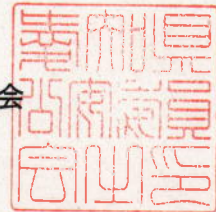


放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 7 月 7 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012606030010010
541012606050030120
541032605261010090
541032606041010130
541042605150010050
541042605250020040
541052605010070020
541052605145506230
541052605185523460
541052605221000080
541052605300060090
541162605010170040
541162605020080120
541162605150170080
541162605160190140
541162605200220030
541162605205435960
541162605210070140
541162605220180030
541162605240090250
541162605250120090
541162605260170230
541162605270090220
541162605275498540
541162605280170170

弁明通知書番号
541162605290200080
541162605290220180
541162605300170090
541162606010070140
541162606020100150
541162606020160050
541162606030260010
541162606040120290
541162606040130130
541162606040220160
541162606045497460
541162606050010060
541162606060270010
541172605281000040
541172606040020150
541182606010010010
541192605300010060
541192606030010090
541212605250010060
541222606041010020
541412606021010040
541412606051010010
541422606050040010
541422606051010010
541432605205528560

[illegible][illegible]

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。